

貸 金 庫 規 定

岩手県医師信用組合

第 1 条（反社会的勢力との取引拒絶および利用者）

1. この貸金庫は、申込み組合員とその保証人および代理人が次の（１）～（６）のいずれにも該当しない場合に利用することができ、ひとつでも該当する場合には、当組合は貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

- （１）暴力団
- （２）暴力団員
- （３）暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- （４）暴力団準構成員
- （５）暴力団関係企業
- （６）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- （７）その他前各号に準ずる者

2. 借主・保証人・代理人が出資金加入申込時または貸金庫契約時に行った「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」に関して、次に掲げる（８）～

（17）までのいずれかに該当することが判明した場合、もしくは自らまたは第三者を利用して、いずれかに該当する行為をした場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに後記第 11 条と同様の手続きをとってください。

- （８）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （９）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （10）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- （11）暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有すること
- （12）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- （13）暴力的な要求行為
- （14）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （15）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （16）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を棄損し、または当組合の業務を妨害する行為

(17) その他前各号に準ずる行為

第2条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月31日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第3条（格納品の範囲）

1. 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - (1) 預金通帳・証書、契約証書、権利書、その他重要書類
 - (2) 株券、公社債券、その他の有価証券
 - (3) 貴金属、宝石、その他の貴重品
 - (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
2. 当組合は前各号に掲げるものであっても、相当の理由があるときは、格納をお断りすることがあります。

第4条（使用料）

1. 貸金庫の使用料は、当組合所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年1月20日（休日の場合は翌営業日）に指定の口座から、普通預金払戻請求書によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約時は契約日の属する月から月割計算によるものとします。
2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初の契約時より適用します。
3. 契約期間中に解約した場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条（鍵の保管）

貸金庫の鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合が保管します。

第6条（貸金庫の開閉等）

1. 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
2. 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行うものとし、閉庫後は施錠を確認してください。

第7条（届出事項の変更等）

印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、書面により速やかに当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失った場合もしくは毀損した場合も同様とします。

第8条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に届出てください。
5. 前4項の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

第9条（鍵の喪失時等の取り扱い）

1. 正鍵を喪失したとき、もしくは毀損したときは、速やかに当組合に届出するものとし、貸金庫の開閉は当組合所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおくことがあります。
2. 正鍵を喪失したとき、もしくは毀損したときは、鍵前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第10条（損害の負担等）

1. 災害、事変その他不可抗力の事由または当組合の責によらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合は、このため生じた損害について当組合は責任を負いません。
2. 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
3. 借主もしくは代理人の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、借主はその損害賠償の責を負うものとし、当組合は責任を負いません。

第 11 条（解約等）

1. この契約は借主の申し出により、随時解約することができます。この場合、正鍵、届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえ、貸金庫を明け渡すものとし、ます。なお、正鍵または届出印章を喪失した場合に解約するときは、本条によるほか、第 9 条に準じて取り扱います。
2. 次の（１）～（９）のいずれかに該当する場合は、当組合は随時契約を解約できるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、速やかに前項に準ずる手続きを行ってください。第 2 条による契約が更新されないときも同様とします。
 - （１）借主が使用料を支払わないとき
 - （２）借主について相続の開始があったとき
 - （３）借主もしくは代理人の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる事由が生じたとき
 - （４）当組合の店舗の改築・移転等相当の事由があるとき
 - （５）借主または保証人・代理人がこの規定に違反したとき
 - （６）借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約・本人確認における確認事項などが偽りであるとき
 - （７）法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - （８）マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - （９）その他相当の事由があるとき

第 12 条（明け渡しの遅延）

1. 第 11 条による貸金庫の明け渡し、正鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 4 条 3. に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明け渡しの日第 4 条 1. の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。
2. 金庫の明け渡し、正鍵の返却等の手続きが 3 ヶ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開扉の上、格納物を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開扉に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

3. 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払って下さい。

第13条（取引の制限）

1. 当組合は、借主または借主があらかじめ届出た保証人・代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、借主または保証人・代理人に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期限までに応じていただけないときは、本規定に基づく取引を制限することがあります。
2. 日本国籍を保有せずに本邦に居住している借主または代理人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当組合の指定する方法によって当組合に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当組合は本規定に基づく取引を制限することがあります。
3. 前記1.の確認や資料の提出の依頼に対する借主または代理人の対応、具体的な取引の内容、借主または代理人の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当組合は、本規定に基づく取引を制限することがあります。
4. 前記1.から3.までの定めにより取引が制限された場合であっても、借主または代理人の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当組合は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

第14条（貸金庫の修理・移設等）

貸金庫の修理または移設その他やむを得ない事情により当組合が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、速やかに応じてください。

第15条（緊急措置）

法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置ができるものとします。このために生じた損害について当組合は責任を負いません。

第16条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第 17 条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責に任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第 18 条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（適用開始日 2024 年 9 月 6 日）